

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

かつて我が国が農業を中心とした社会であった当時、「お互い様」といった地域の相互扶助により人々の暮らしは支えられてきましたが、戦後高度成長期の中で工業化や都市化が進み、地域社会に代わって、行政が福祉サービスとして高齢者や障がい者、児童や子育て世帯などに対する支援を行うようになり、行政が担う領域は次第に広がってきました。

この結果、大きな分野ごとの基本的な福祉ニーズ*は、公的な福祉サービスにより充足できる仕組みが整備されたものの、日常のちょっとした手助けといった生活ニーズへの対応や、公的な福祉サービスだけではカバーできない問題があることが明らかになってきました。また、公的な福祉サービスの制度の谷間にある者への対応や、一つの分野だけではとらえられにくい課題も浮き彫りとなってきました。

さらに、少子高齢化や核家族化、個々の生活様式の変容や価値観の多様化など、地域を取り巻く環境は年々変化している一方、戦後のベビーブームに生まれた世代（いわゆる「団塊の世代」）が退職年齢に達し、「職域」を生活の中心としてきた多くの人々が、新たに「地域」の一員として入ってきます。こうした人々を始めとして、住民が地域での活動を通して自己実現をしたいというニーズは高まってきており、住民が主体的に福祉に参加することで、住み慣れた地域でこれまでの社会的関係を維持しながら、生きがいや社会的役割を持つことができ、より豊かな生活につながることを期待されています。しかし、その受け皿である地域社会をみると、地域のつながりや家族の絆が希薄化しているという問題も浮き彫りとなってきました。

こうした背景を踏まえて、地域の身近な生活課題に対し、住民の支え合いによって対処する地域福祉のあり方を検討することが求められています。そこで、市場によるサービスでも公的な福祉サービスでもない、「お互い様」といった地域での支え合いの関係として、これからの地域福祉の意義やそれぞれの役割について整理し、提示することが必要となりました。

※ ニーズ…必要。要求。欲求。

2 地域福祉活動計画とは

社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だっで行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめたものです。

3 計画の位置づけ

『三条市地域福祉活動計画』は、三条市が策定した『三条市地域福祉計画』と連携を図りながら策定しました。

行政計画である『三条市地域福祉計画』は、地域福祉を推進するための基本理念や基本目標、施策の方向性を示すもので、他の福祉保健に関する個別計画との整合性を図りながら策定されています。

一方、『三条市地域福祉活動計画』は、地域住民や各種団体が主体的に策定する民間の活動・行動計画です。

この2つの計画は、ともに地域福祉の推進を目指すものであり、また地域住民等の参加を得て策定されたものであることから、お互いに補完・補強しあう関係にあります。

